

改正派遣法に基づくマージン率の公開

対象期間 2019年12月1日～2020年4月30日

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

派遣労働者の数	8名
派遣先の数	5社
労働者派遣に関する料金額 (労働者派遣に関する料金額1日8時間の平均額)	12,720円
派遣労働者の賃金額 (労働者派遣に関する賃金額1日8時間の平均額)	9,504円
マージン率	25.3%(小数点第2位以下を四捨五入)
教育訓練に関する事項	派遣就業の前に、安全衛生教育、コンプライアンス研修を実施しております。 業務内容に応じてキャリアアップ研修を実施しています。
その他	派遣就業に関して、健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険にご加入頂きます。 (雇用条件によっては加入出来ない場合があります)
労働者派遣法30条の4第1項の労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期限	2020年4月1日～2021年3月31日
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者
キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先	当事業所/群馬県の太田市飯田町1395番地1 0276-50-1192

※マージン率に含まれる派遣事業運営に必要な経費

社会保険料・有給休暇費用・その他経費(福利厚生費・募集広告費・教育研修費・人件費等事業に必要な諸経費)

※キャリアアップを除く教育訓練について

安全衛生教育・入社時教育・コンプライアンス等

※その他

定期健康診断・社員登用制度